

第4期健康かいつか 21（素案）に関するパブリックコメント結果

募 集 期 間：令和7年7月11日（金）から8月1日（金）

閲 覧 場 所：健康推進課（保健・福祉合同庁舎1階）、障害福祉課（市役所1階）、山手・浜手地区公民館、市のホームページ

意見提出方法：郵送、ファックス、Eメール、持参

提出人数及び意見数：2名から合計6件（内2件重複）のご意見をいただきました。

お寄せいただいたご意見についての本市の考え方は下記のとおりです。

また、お寄せいただいたご意見については趣旨を損なわない範囲で一部要約している部分があります。

番号	項目	頁	意見の概要	回答（案）
1	第4章 健康づくりの推進 （健康増進計画） 3 取組みの方向と内容 ⑤喫煙 ❶現状と課題	77	健康増進法では喫煙する際、屋外においては非喫煙者に配慮する必要があるが、規制はされていない。ルールの内容は何か？「屋外での喫煙についてルールの徹底を図る必要がある」との箇所について削除を要望する。	現行の健康増進法では屋外における喫煙について明確な禁止規定はございませんが、第27条（喫煙をする際の配慮義務等）において「何人も、（中略）望まない受動喫煙を生じさせることがないよう周囲の状況に配慮しなければならない。」とされており、受動喫煙の防止が求められています。 したがいまして、禁止規定を想起する「喫煙についてルールの徹底を図る」の文章は削除し、「喫煙マナーや分煙の徹底を呼びかける」の文章に変更しました。
2	第4章 健康づくりの推進 （健康増進計画） 3 取組みの方向と内容 ⑤喫煙 ❷実践目標	78	喫煙率の目標について ①女性の現状値が12%となっているが16%の間違いではないか。 ②目標値の算出根拠を明示して欲しい。 ③国と同様の考え方に沿った喫煙率の修正を要望する。 ・厚生労働省が策定した「健康日本21」においては、たばこに関し、「喫煙をやめたい人がやめる」ことを方針として掲げ、健康づくり運動を推進している。 ・平成19年に策定された「がん対策推進基本計画」では、個別目標として、「喫煙をやめたい人に対する禁煙支援を行っていくことを目標	①ご指摘のとおり、女性40～69歳の喫煙率は現状値16%です。12%は、20歳以上の女性全体の喫煙率であり素案に間違いがございました。 ②本計画における目標値の算出根拠の多くは、「第4次大阪府健康増進計画」を参照しており、目標喫煙率については、大阪府の減少ポイント近似値を適用していました。 ③平成19年に策定された「がん対策推進基本計画」においては、喫煙をやめたい人への禁煙支援が明記されており、これを踏まえ、目標値の設定に関しても国の方針に沿った対応が求められています。 このため、本計画においては、ご指摘のとおり素案での②の算出方法を改め、現在の喫煙者数から禁煙希望者が

2		78	とする」ことが閣議決定されており、厚生労働省のみならず、政府全体として、喫煙をやめたい人が禁煙する環境を整備することが求められているところ。 ・このような状況を踏まえ、目標値については、現在の成人の喫煙率から、禁煙希望者が禁煙した場合の割合を減じたものを設定する。	全員禁煙した場合の人数を差し引いて目標値を算出することとしました。 また、喫煙率の目標については、国と同様に、男女ともに40～69歳の年代区分を設けず、全体の喫煙率に基づいて設定することに変更しました。
3	第4章 健康づくりの推進 （健康増進計画） 3 取組みの方向と内容 ⑤喫煙 たばこコラム	78	加熱式たばこは点火せず副流煙は発生しないことから、加熱式たばこの説明において「副流煙にも有害物質が含まれています」の箇所の削除を要望する。	ご指摘のとおり、副流煙は、厳密にはたばこを吸う際に発生する煙のうち、たばこの先端の燃焼部分から立ち上る煙のことと定義されていますので、「副流煙にも有害物質が含まれています」の箇所は削除しました。 一方、加熱式たばこは、ニコチンやその他の有害物質を含むエアロゾルを周囲に放出しており、これが受動喫煙を引き起こしていますので、「喫煙者から吐き出された息、たばこから出るエアロゾル（霧状の粒子）にも有害物質が含まれ、それを吸った人は受動喫煙になります。」の文章を追加しました。
4	用語の解説	105	厚労省 e-ヘルスネットでは、「副流煙とは先端の点火部分から立ち上る煙を副流煙と呼ぶ」とあり、加熱式たばこは点火しないため、副流煙は発生しない。加熱式たばこの定義中「副流煙がほとんど発生しない。」という箇所の削除を要望する。	P78と同様に加熱式たばこから出る煙は、「副流煙」と定義されないことから、「副流煙がほとんど発生しない。」の箇所は削除し、「エアロゾル（霧状の粒子）を吸入する」の文章を追加しました。